

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 28 年8月 25 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 2件

**厚生年金保険関係** 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600223 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600116 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 37 年 5 月 1 日から昭和 36 年 12 月 21 日に訂正し、昭和 36 年 12 月から昭和 37 年 4 月までの標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 36 年 12 月 21 日から昭和 37 年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 36 年 12 月 21 日から昭和 37 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 12 月 21 日から昭和 37 年 5 月 1 日まで

A 社 D 工場から同社 C 工場に昭和 36 年 12 月 21 日に転勤したが、請求期間の厚生年金保険の記録が無い。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、B 社から提出された従業員台帳の写し、同社からの回答及び請求期間当時の複数の同僚の陳述によると、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務し（A 社 D 工場から同社 C 工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、上述の複数の同僚の陳述により、昭和 36 年 12 月 21 日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者に係る A 社 C 工場の事業所別被保険者名簿における昭和 37 年 5 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、昭和 36 年 12 月 21 日から昭和 37 年 5 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答していることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する国の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600239 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600117 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 9 月 1 日から平成 17 年 3 月 26 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成 15 年 9 月から平成 16 年 8 月までの期間は 20 万円から 26 万円、同年 9 月から平成 17 年 2 月までの期間は 22 万円から 24 万円とする。

平成 15 年 9 月から平成 17 年 2 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 9 月から平成 17 年 2 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 7 月 21 日から平成 17 年 3 月 26 日まで

日本年金機構の記録では、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与額より低いので、調査の上、記録を訂正して将来の年金額に反映させてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成 15 年 9 月 1 日から平成 17 年 3 月 26 日までの期間については、請求者から提出されたA社の給与支給明細書により、請求者が、当該期間において厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範

囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の上記期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 9 月から平成 16 年 8 月までは 20 万円から 26 万円、同年 9 月から平成 17 年 2 月までは 22 万円から 24 万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成 12 年 7 月 21 日から平成 15 年 9 月 1 日までの期間については、上記給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 9 月から平成 17 年 2 月までの期間について、請求者に係る請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者の上記給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険の記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。